

NEWS RELEASE



株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

2020年2月14日

島根県

株式会社セブン - イレブン・ジャパン

島根県とセブン-イレブン・ジャパン 『地域活性化包括提携に関する協定』を締結

島根県（知事：丸山 達也）と株式会社セブン - イレブン・ジャパン（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：永松 文彦）は、2020年2月14日（金）に、相互の連携を強化し、島根県のより一層の活性化に資するため、『地域活性化包括提携に関する協定』を締結いたしました。

1. 協定の名称 「地域活性化包括提携に関する協定」

2. 協定締結日 2020年2月14日（金）

3. 協定の目的

緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、島根県のより一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため

4. 連携事項

- （1）地産地消の推進および地域ブランドの育成に関するこ
- （2）県政情報の発信に関するこ
- （3）観光の振興に関するこ
- （4）子育て支援に関するこ
- （5）青少年の健全育成に関するこ
- （6）高齢者、障がい者支援に関するこ
- （7）健康増進、食育に関するこ
- （8）環境配慮への取組みに関するこ
- （9）地域や暮らしの安心・安全に関するこ
- （10）その他地域社会の活性化、住民サービスの向上に関するこ

＜ご参考＞

セブン - イレブン店舗数 島根県内：61店舗、国内：20,964店舗

（2020年1月末時点）

以上

島根県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンの地域活性化包括提携に関する協定

島根県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、島根県内における県民サービスの向上、地方創生及び地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり地域活性化包括提携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、島根県の県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地産地消の推進および地域ブランドの育成に関すること
- (2) 県政情報の発信に関すること
- (3) 観光の振興に関すること
- (4) 子育て支援に関すること
- (5) 青少年の健全育成に関すること
- (6) 高齢者、障がい者支援に関すること
- (7) 健康増進、食育に関すること
- (8) 環境配慮への取組みに関すること
- (9) 地域や暮らしの安心・安全に関すること
- (10) その他地域社会の活性化、住民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を社会経済情勢の変化等に対応し、迅速かつ効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙合意の上、決定する。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲と乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結日より令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙のいずれから書面による申し出がなければ、1年間更新することとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知、かつ、甲乙協議の上、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めの無い事項、及びこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年2月14日

甲 島根県松江市殿町1番地

島根県

島根県知事 丸 山 達 也

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 永 松 文 彦